

令和2年4月27日
(8月18日更新)
出入国在留管理庁

ワーキング・ホリデーで在留していた帰国困難者に対する 在留諸申請の取扱いについて

1 対象者

- ① 「特定活動」(5号及び5号の2:ワーキング・ホリデー)により本邦に在留する方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて、帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難の方(以下「帰国困難者」といいます。)
- ② 帰国困難者として、「特定活動」(5号及び5号の2:ワーキング・ホリデー)の在留資格から「短期滞在」の在留資格へ変更し在留中の方であって、帰国困難な事情が継続している方。

2 対応

① 上記1①の方

引き続きワーキング・ホリデーに係る活動を希望する場合、在留期間の更新が可能です。

② 上記1②の方

帰国困難者として「短期滞在」への在留資格へ変更した方で、滞在中の生活費を補うことを目的として改めてワーキング・ホリデーに係る活動を希望する場合、「特定活動」(5号又は5号の2:ワーキング・ホリデー)への在留資格変更が可能です。

3 立証資料

帰国が困難であることについて、空港閉鎖や移動制限等により居住地に戻ることが困難な状況にあることが分かる資料を提出してください。

※1 帰国困難である状況が継続している場合、在留期間の更新が可能です。なお、在留期間は原則として「6月」が決定されます。

※2 本取扱いにより許可された「特定活動」を更新するための申請は、在留期限のおおむね1か月前から申請を受け付けます。1か月前より前に申請いただいた場合、審査結果が出るまで長期間お待たせする可能性がありますので、ご承知おきください。